

事務連絡
令和6年7月4日

各
〔
都道府県
指定都市
中核市
児童相談所設置市
〕
児童支援主管部（局） 御中

こども家庭庁支援局障害児支援課

障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて

障害児支援行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、

- ・ 指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定基準」という。）により、自己評価及び保護者評価を行うとともに、自己評価及び保護者評価並びに評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと
- ・ 指定保育所等訪問支援事業所については、指定基準により、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を行うとともに、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価を受けて図った改善の内容を公表しなければならないこと

とされたところです。

これに伴い、自己評価等の具体的な手順、評価項目及び参考様式等を整理し、「障害児通所支援事業所全体の自己評価の流れについて」を作成しましたので、お示しいたします。

また、指定保育所等訪問支援事業所が訪問先施設に対し、保育所等訪問支援における評価制度を説明するに当たっての説明資料も作成しましたので、各事業所においてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、指定保育所等訪問支援事業所においては、令和7年4月1日以降、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価及びこれらの評価を受けて図った改善の内容を公表していない場合には、未公表減算が適用されることとなるため、ご留意いただくとともに、各都道府県におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の市町村及び事業所に対して、各指定都市、中核市及び児童相談所設置市におかれては、当該内容を十分御了知の上、貴管内の事業所に対して、遺漏なく周知していただくようお願いいたします。

なお、本年度、既に自己評価、保護者評価及び訪問先評価を実施している場合



においては、改めての実施を求めるものではありませんが、本事務連絡でお示しする取組内容等を十分ご理解いただき、日頃の業務の見直しや改善・充実に向けた取組に努めていただきますようお願いいたします。

【送付資料】

別添 「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」

参考様式1 児童発達支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

参考様式2 放課後等デイサービス関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 自己評価総括表」
- 「(別紙4) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙5) 事業者用自己評価シート」

参考様式3 保育所等訪問支援関係

- 「(別紙1) 従業者向け評価実施シート」
- 「(別紙2) 保護者向け評価実施シート」
- 「(別紙3) 訪問先施設向け評価実施シート」
- 「(別紙4) 自己評価総括表」
- 「(別紙5) 保護者評価集計シート」
- 「(別紙6) 訪問施設先評価集計シート」
- 「(別紙7) 事業者用自己評価シート」